

青森県報

第二千二百九十三号

平成十六年
二月二十五日
(水曜日)

目次

規 則

青森県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……一

告 示

生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課) ……一

漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……二

土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……二

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三

右 同……………(同) ……三

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(同) ……四

都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

規 則

河川整備計画の案の縦覧……………(河川砂防課) ……六
開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……六

青森県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

青森県都市計画公聴会規則(昭和四十五年二月青森県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第四条中「当該都市計画区域内」を「当該案件に係るのある市町村の区域内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百一十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	天間徳蔵
住 所	三戸郡五戸町字下 大町三〇の一
施術所の名称	五戸中央整骨院
施術所の所在地	三戸郡五戸町字下 大町三〇の一
指 定 年 月 日	平成 一五・三・二〇

青森県告示第百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の第三項の規定により公示する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡脇野沢村大字脇野沢字新井田二八番地 立石 政 男	脇 野 沢
下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄浪二〇番地 中 村 忠 司	
下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田二番地三 杉 本 光 弘	
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三番地二一 石 田 勝 信	猿 ヶ 森
下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六番地 橋 本 隆 次 郎	
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇番地 川 口 潔	

青森県告示第百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

常盤村

二 事業の種類

常盤村営墓地公園建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県南津軽郡常盤村大字若松字安田地内

2 使用の部分

青森県南津軽郡常盤村大字若松字安田地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、遺骨を埋蔵する場所（以下「墳墓」という。）を設置する施設（以下「墓地」という。）を整備しようとするものであり、法第三十二条の「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件

本件事業の起業者である常盤村においては、既に一般会計により財源措置を講じ、また、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十条第一項による墓地を経営しようとする者が受けなければならない常盤村長の許可を受けられる見込みがあることから、本件事業を遂行する意思と能力を有しており、法第二十条第二項の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件

本件事業を施行する常盤村においては、新興住宅地の販売等により世帯数が毎年増加しているなか、世帯毎に必要とする墳墓の取得が著しく困難な状況となり、遺骨を自宅に安置する世帯が生じる等、墓地の速やかな建設が強く求められているものである。本件事業は、墓地を建設し村民に墳墓を提供しようとするもので、村民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の向上に資するところが極めて大きいものであると判断されることから、本件事業により得られる利益は存すると認められる。

一方、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等の対象事業とはなっており、また、起業地は、周辺に住家が見られない農業振興地域内の水田であることから、生活環境及び自然環境に与える影響は小さいものと考えら

れ、さらに、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）等による文化財は確認されておらず、加えて、本件事業に係る説明会においても失われる利益に関する意見等がなかったことから、本件事業の施行により失われる利益は小さいものと考えられる。

本件事業の起業地は、利用者の交通の利便性から整備された道路に面し、墳墓の取得を希望する村民の多い地区に近いこと、また、社会的観点から住家より二百メートル以上離れた場所であることを条件に、候補地を三箇所選定し、さらに、候補地における交通の利便性、社会性及び経済性の優劣を比較したもので、三候補地中最も適切であると認められる。

以上のとおり、本件事業は、本件事業により得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

村民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の向上に資する墓地の建設は、できるかぎり早期に実施する必要がある、また、本件事業に係る起業地の範囲は、墳墓、車道等の設置に必要な最小限の範囲であり、さらに、起業地の収用の範囲は、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段は馴染まないため、収用の手段を講じること合理的であると認められる。

以上のとおり、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

常盤村

青森県告示第百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月二十五日

松原一丁目急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱八号と標柱九号を結んだ線は町道明神下九号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡百石町	松原一丁目		二一五の五
二	"	"		二一五の一
三	"	"		二一五の一
四	"	"		七三三の七七四
五	"	"		七三三の七七四
六	"	"		七三三の七七四
七	"	"		二四五
八	"	"		二一九
九	"	"		七三三の七二五地先
十	"	"		七三三の七三七
十一	"	"		七三三の四七四
十二	"	"		七三三の七三六

青森県告示第百十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及びむつ県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

川目二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	下北郡佐井村	佐井	大佐井川目	一三三の一五
二	"	"	湯ノ川越	八四六
三	"	"	"	八四六
四	"	"	"	八四六
五	"	"	"	八四六
六	"	"	"	八四六
七	"	"	"	八四六
八	"	"	"	八四六

青森県告示第百十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、昭和六十一年一月二十三日青森県告示第四十三号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第六号を次のように改める。

六 広船二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十九号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱十号と標柱十一号を結んだ線は町道二二六八号線左側官民地境界線とし、標柱十四号と標柱十五号を結んだ線は町道二二七三号線左側官民地境界線とし、標柱一号と標柱十九号を結んだ線は町道一七号線右側沿い境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	南津軽郡平賀町	広船	広沢	三三三
二	"	"	"	三二七の一
三	"	"	"	三二七の二
四	"	"	"	三七五の一
五	"	"	山下	三七五の二
六	"	"	"	六六の一
七	"	"	"	六七の一
八	"	"	"	六七の二
九	"	"	"	六七の二
十	"	"	"	七三の一
十一	"	"	"	七三の八
十二	"	"	"	六二の二
十三	"	"	広沢	六五の一
十四	"	"	"	三五七の五
十五	"	"	"	三五二の一
十六	"	"	"	三四七の一
十七	"	"	"	三三五の一
十八	"	"	"	三三四の一
十九	"	"	"	三三三の二地先道路敷

青森県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十六年二月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・四・十五号里見丸山線）

三 事業施行期間

平成十一年七月十四日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十六年二月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・三・十二号浜田大野線外一線）

三 事業施行期間

平成十一年一月二十七日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十六年二月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画道路事業（三・三・二号富士見町撫牛子線）

三 事業施行期間

平成五年五月十七日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十六年二月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画道路事業(三・三・二号儀兵平・千歳森線)

三 事業施行期間

平成九年十月十七日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

河川整備計画の案の縦覧

二級河川磯崎川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法(昭和三十
九年法律第六十七号)第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十六年二月二十五日から同年三月九日まで

三 縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課及び鱒ヶ沢県土整備事務所
意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載するこ
と。

2 意見書の提出期限

平成十六年三月十六日

3 意見書の提出先

青森県県土整備部河川砂防課

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律
第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地 域の名称	開発許可を受けた者の住所及 び氏名(名称)
南津軽郡藤崎町大字林崎字沼田一〇七 の一、一〇七の七及び一〇七の八	弘前市大字駒越町一六 有限会社オータ

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------